

平成 30 年度 第 6 回三重県公共事業評価審査委員会

1 日時 平成 31 年 2 月 19 日（火曜）15 時 10 分から 16 時 50 分まで

2 場所 吉田山会館 2 階 第 2 0 6 会議室

3 出席者

（ 1 ）委員

安食和宏委員長、酒井俊典副委員長、岡良浩委員、小菅まみ委員、
新谷琴江委員、松尾奈緒子委員、南出和美委員

（ 2 ）三重県

（農林水産部） 次長（森林・林業担当） ほか

（農林水産部） 農業基盤整備課 課長 ほか

（県土整備部） 次長（道路整備担当） ほか

（県土整備部） 次長（流域整備担当） ほか

（県土整備部） 都市政策課課長 ほか

（事務局） 公共事業総合推進本部事務局長（県土整備副部長）

公共事業運営課 課長 ほか

4 議事内容

（司会）

只今から平成 30 年度第 6 回三重県公共事業評価審査委員会を開催致します。
本委員会につきましては、原則公開で運営することになっております。
委員長、本日の委員会は傍聴を許可してよろしいでしょうか？

（委員長）

委員の皆さん、本日の審議は公開で行うということでよろしいでしょうか？
今、同意を得ましたので、傍聴を許可致します。

（司会）

はい、傍聴の方がお見えでしたら入室お願いします。

本日の委員会につきましては、10 名の委員中、7 名の委員にご出席していただいておりますので、
三重県公共事業評価審査委員会条例第 6 条第 2 項に基づき、本委員会が成立していることを報告致します。

それでは、議事次第 2 番以降につきまして、委員長に進行をお願いしたいと思います。
委員長よろしくお願い致します。

(委員長)

それでは、只今から議事次第の 2、平成 30 年度公共事業評価結果における事業方針の報告を行いたいと思います。なお、本日の委員会の終了時刻は、概ね 17 時頃を予定しています。説明については簡潔明瞭に行い、円滑な議事進行にご協力をお願いします。

では、議事次第 2 番につきまして、まず事務局の方から説明をお願いします。

(事務局)

それでは、資料の赤いインデックス 1、資料 1 が議事次第となっています。それをご覧下さい。
議事次第 2 でこれまで委員会でご審議いただきました各事業の対応方針を報告致します。

説明資料は、赤いインデックスの 4、資料 4 となっていますけども、平成 30 年度公共事業評価結果における事業方針書に基づき報告させていただきます。

青いインデックスで再評価結果のついているページをご覧下さい。

本年度の委員会におきまして、こちらの表にあります 16 事業について審議をいただき、全ての事業で事業継続の妥当性を認められたことから、事業継続を了承するとの答申をいただきました。

次に、青いインデックスで事後評価結果のついているページをご覧下さい。

本年度の委員会におきまして、こちらの表にあります 4 事業について審議をいただき、全ての事業で事業の効果については評価結果の妥当性を認めるとの答申をいただいています。この答申及び合わせていただいたご意見を踏まえまして、事業の対応方針を取りまとめています。

引き続き、赤いインデックス 1 の資料 1 の議事次第に戻っていただいて、委員会のスケジュールを改めて申し上げます。

議事次第 2 の 1 にありますように、農林水産部事業評価結果における今後の対応方針として、農業農村整備事業の再評価と事後評価について報告し、意見交換をしていただきます。その後、説明者を入れ替え、引き続き治山事業と林道事業の再評価について報告し、意見交換をしていただきます。

一旦ここで 10 分程度休憩をはさみまして、説明者の入れ替えをさせていただきます。

次に、議事次第 2 にありますように、県土整備部事業評価結果における今後の対応方針と致しまして、道路事業と都市公園事業の再評価及び道路事業の事後評価について報告し、意見交換をしていただきます。

説明者を入れ替え、引き続き、広域河川改修事業と海岸高潮対策事業と河川総合開発事業の再評価、及び海岸高潮対策事業の事後評価について報告し、意見交換をしていただきます。

これが、今回の議事次第でございます。

なお、それぞれの具体的な対応方針につきましては、各担当の次長または課長の方から報告致し

ますので、よろしく申し上げます。

資料の最後に赤いインデックス 5、評価箇所一覧表を添付しています。ここには本年度の再評価箇所・事後評価箇所の概要を記載していますので、併せてご覧下さい。

以上が本日報告する事業方針についての説明でございます。

(委員長)

今、全体的な進め方などについて、ご説明いただきました。

再評価と事後評価と2グループあるのですが、内容的に近いところは合わせてますので、順番が多少行ったり来たりというところも有りますが、内容的に近い所で4グループに分けて、それぞれ説明をお聞きしましょうという説明でありましたけれども、委員の皆さんひとまずよろしいでしょうか？

特に無い様でしたら、それでは具体的な説明をお聞きしたいと思います。先程の順番に従ってまいります。

それでは、農業農村整備事業の再評価と事後評価についての対応方針の説明を受けることとします。

【農林水産部】

【農業基盤整備事業 再評価】

(農業基盤整備課)

農業農村整備事業の対応方針ということで、4ページをご覧ください。まず再評価でございます。

農業農村整備事業1番、大潟地区鳥羽173、委員会での意見でございますが、30年10月30日に開催された本委員会における審査の結果、「事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。」との答申をいただきました。

農業農村整備事業の背景でございますが、農業農村整備事業、本事業は海岸保全施設整備事業でございますが、これは津波、高潮、波浪、その他海水または地盤の変動による被害から海岸を防護するため、堤防、護岸等の海岸保全施設の整備を行い、背後の農地等での農業生産活動が安定的に行われ、食料の安定供給の確保と安全な農村地域の形成を図ることを目的としています。本地区の既設堤防は、老朽化によりひび割れ等が見られ堤防の機能が低下しており、今後、更に堤防の損傷が著しくなれば、背後地への浸水が発生する恐れがあることから、農地などの資産を守るために堤防の改良を実施している所でございます。

再評価対象事業の対応方針でございますが、審査の結果、事業継続の妥当性が認められたことから、背後の農地において、農家の方が安心かつ安定的に水稻栽培等の営農に取り組む事が出来る様、事業を継続して実施してまいります。

事業への対応方針でございます。

事業の課題でございますが、本地区は総事業費において1億7,600万円の増額となったことから、事業が長期化する恐れがあります。

また、農家の方の高齢化が進んでいることから、背後農地において営農が継続的に行われない恐れがあります。

課題に対する解決方針でございますが、今後は早期に効果を発現させるため、ヤードを近隣に借りることにより、小運搬費の縮減等によるコスト縮減策を実施し、効率的に事業を推進してまいります。

また、中間管理機構の活用等、様々な制度を活用し、担い手農家の参入を促す等背後の農地において、安定的かつ継続的に営農が実施されるよう、市と連携を図りながら農地の有効活用を図ってまいります。

【農業基盤整備事業 事後評価】

(農業基盤整備課)

続きまして、資料17ページをご覧ください。事後評価でございます。

農業農村整備事業、ほ場整備事業でございますが、これについてご説明申し上げます。
事後評価の審査対象事業でございますが、農業農村整備事業 501 番、櫛田上地区。
委員会での意見でございますが、30 年 12 月 11 日に開催されました本委員会における審査の結果、
「事業の効果については評価結果の妥当性を認める。」との答申をいただきました。

農業農村整備事業、特にここではほ場整備事業の背景でございますがほ場整備事業は、農地の大区画化や用水路、排水路の整備、農道の拡幅等を実施することによって農業生産性の向上を図ると共に、農業経営の合理化や担い手への農地集積を行い、水管理や営農作業の軽減を図ることを目的としています。

櫛田上地区においては、事業着手前は水田、畑ともに不整形かつ狭小であり、農道、用排水路とも未整備で営農や維持管理に多大な労力を要すると共に、農業機械の搬入にも苦慮する等営農に支障をきたしていました。こうした状況を踏まえ地域からほ場整備事業の実施要望があったため、農業生産性の向上と農業を担う経営体の育成を図ることを目的として、事業を実施することとなりました。

事業への対応方針でございます。

事業の課題でございますが、現在農業就業人口は減少すると共に 65 歳以上の占める割合が増加しており、農家の高齢化の進行や後継者不足が懸念されています。農家数の減少等により農業者だけで農地や農道、用排水路の維持管理が困難な状況となっています。

課題に対する解決方針でございますが、大型機械の導入を可能とする農地の大区画化や、水資源の効率的利用並びに水管理の省力化につながる用水路のパイプライン化を進めることにより、担い手農家の育成と農地の集積を促進し、安定的な農業経営が出来る様支援してまいります。

農業用施設等の維持管理を農家のみならず、非農家を含めた地域の共同活動とする為、農地や農業用施設農村環境の保全向上を図る多面的機能支払い制度の積極的な活用を運用してまいります。
以上でございます。

【農業基盤整備事業 意見交換】

(委員長)

農業農村整備事業ですが、再評価について 1 件、事後評価 1 件、今 2 つについて説明をお聞きしました。

事業の今後の対応等述べていただきましたけども、今の説明に関しまして、委員の方の皆さんよろしいでしょうか？何かご意見、ご質問等お願いします。

(委員)

参考までに聞かせて下さい。4 ページのこれですね、ヤードを近隣に借りて小運搬費っていうんですかね、縮減って書いてます。これは具体的にどういうことなのでしょう？

それと 17 ページの方がですね、同じ様に私はこれ初めて聞く言葉ですけど、多面的機能支払制

度という風な事が書いておられるのですが、これはどういう制度かっていうのを教えていただければと思います。

(農業基盤整備課)

まず、小運搬費でございますが、施設を築造する際に、例えばコンクリートや砂利を持って来て工事する時に、普通であれば工事現場まで資材を運んでくるのですが、この現場は、後ろが農地でございます。そこを借りなければ、ちょっとずつ分けて運ぶことになりますので、運搬費が増えてしまいます。このようなことから、現場の近くに借地をすることなどで運搬にかかるコストを安くしようということでございます。

それから2つ目でございますが、多面的機能支払制度でございます。これはですね、農林水産省がやっておる事業でございます。地域の共同活動、農家だけでなく地域に住まわれる方、例えば農業をやっていない一般の方、それから地域のお年寄りや子供も交えて、地域の例えば排水路をきっちり綺麗にしたり、掃除したりなど。それから農地をきっちり維持管理して行きましょうという様な事です。共同で草刈りをしたり、花をいっぱい植えたりということで地域を活性化する様な活動に対して補助金が出ており、こういった活動で地域を盛り上げて行きましょうといった事業でございます。

(委員)

補助金の名前がですね、支払制度ってなってるから、なんかそのいくつかの法人とか自治会とか組織化されてそこから借りる様な制度なのかなと思った。そこから借りるって制度じゃないんですか？そうじゃないんですか？

(農業基盤整備課)

借りるという制度ではなく、こうした地域で団体、例えば農地を守る会とかですね、水路を守る会とか色々そういう団体に対して交付するもので、面積当たりの単価が決まっていて、それに対して交付する様な制度でございます。

(委員)

ありがとうございます。

(委員長)

他にご意見、ご質問等はいかがでしょうか？

(委員)

両者ともですね担い手を持っていう対応方針の中に入ってるのですが、多分農業農村整備事業だけじゃなくて、日本の国自体が高齢化が進んで来た中で、施設の維持管理とかから含めてですね次の世代にどう動かして行くかっていうのは凄く重要だと思うのですが、もうその整備事業この事業と関連してですね、どういう取り組みされてるかっていうのをちょっと伺いたいなと思います。

(農業基盤整備課)

まずですね、最初のページに書いてある担い手、ここは農業をやって行く方を育成する為に、中間管理機構という農地を借り上げる制度を使って農業を継続して行く方を募集する。そういった制度を活用しながら、数少ない担い手を確保して行くという対策をやっているというところでございます。

それから、多面的の方は、特に子供とか女性も含めて、農業の大切さというか、農地を維持して行く事の大切さを十分伝えて、それで今後も引き続きそれを継続して行くっていう様な事をやっておるということで、直接的に農業に繋がるかどうかわからないですけど、やっぱり地域の在り方っていうものをそういうところで考えて行こうっていうことだと思ってます。

(委員)

多分、地域と農家とがうまく連携しないと多分これからうまくいかないと思うので、その辺りを是非今後ですねうまく、都市部の農地も含めてですね、うまく運用して頂く様な方策なり考え方作っていただければなと思いますんで、よろしくお願いします。

(委員長)

はい、その辺りもまた今後ご配慮いただきたいということですが、委員の皆さんその他はよろしいでしょうか？

では農業農村整備につきましてはひとまずここまでとしまして、次に移りたいと思います。次は、治山事業及び林道事業の再評価について説明を受けたいと思います。

【治山事業 再評価】

(森林・林業担当次長)

再評価結果ですが、5ページをご覧ください。治山事業の対応方針についてです。再評価審査対象事業ですが、治山事業2番明神滝です。

委員会の意見と致しましては、平成30年9月11日に開催された平成30年度第2回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、2番については「事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。事業効果の早期発現のため、早期事業完成に努められたい。」との答申をいただきました。

治山事業の背景でございますが、三重県は地形、地質的にも山地に起因する災害が発生しやすい状況にあることから、台風や豪雨等による災害のたびに大きな被害を受けて来ました。特に近年は局地的な集中豪雨が多発し小規模な崩壊でも被害が大きくなる傾向にあり、地域住民の自然災害に関する危機管理意識が高まっています。

治山事業は、災害により新たに発生し、または拡大した荒廃山地の復旧と整備を行う事により県民の生命、財産などを守ります。

明神滝は豪雨により発生した地滑りの安定と荒廃森林の復旧を目的に治山事業による整備を進めています。

再評価対象事業の対応方針でございますが、再評価において事業継続の妥当性が確認されたことから事業効果の早期発現の為、早期事業完成に向けて継続し事業を実施して行きます。

事業への対応方針でございますが、事業の課題と致しましては、当事業現場下流にある人家及び国道311号の保全や事業地内を通る林道阪本神木線、及び世界遺産熊野古道伊勢路の利用者の安全に向け治山事業による効果を早期に発現させる必要があります。

課題の解決方針でございますが、今後も年度毎に優先順位を考慮しながら必要な事業予算の確保に努め、事業の早期完了を図ります。

治山事業については以上です。

【林道事業 再評価】

(森林・林業担当次長)

6ページをご覧ください。林道事業の対応方針についてです。

再評価対象事業としては、林道事業3番三峰局ヶ岳線、4番木屋村山線、5番野又越線、6番三和片川線です。

委員会からの意見としては、平成30年8月10日に開催された平成30年度第1回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、4番、5番については「事業継続の妥当性が認められたこ

とから事業継続を了承する。」との答申をいただきました。合わせて5番については「事業が長期に渡っていることから、森林整備・林業振興のみならず地域振興も視野に入れて事業の早期完成に努められたい。」との意見をいただきました。

また、平成30年9月11日に開催された平成30年度第2回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、6番、3番については「事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。」との答申をいただきました。合わせて、6番については「事業が長期に渡っていることから、事業の早期完成に努めるとともに、事業効果の十分な発現のために、森林整備・林業振興を目的とした施策を更に推進されたい。」との意見をいただきました。

林道事業の背景ですが、戦後植栽された森林が成長し、県内の森林資源は充実しています。

また、木質バイオマス発電や大型製材工場の稼働等により、素材生産量の増大が求められています。しかし、木材価格の低迷など林業を取り巻く状況は依然として厳しいことから、効率的・安定的な木材生産や適切な森林整備を推進していくためには、基盤となる林道の整備が不可欠です。林道事業では、新規林道の開設、既設林道の改良、舗装など基盤整備に取り組んでいます。

木屋村山線は大紀町木屋地区と南伊勢町村山地区を連絡する基幹となる林道であり、同様に、野又越線は紀北町十須地区と大台町桧原地区を、三和片川線は熊野市紀和町和気地区と紀和町小栗須地区を、三峰局ヶ岳線は松阪市飯高町下滝野地区と飯高町富永地区を連絡する基幹的な林道です。アクセスの改善や機械化の導入などによる森林施業の効率化や、木材の輸送効率の向上を図ることで、利用区域内の森林資源の有効利用や森林整備を促進することを目的に、林道整備を進めています。

再評価対象事業の対応方針でございますが、再評価において事業継続の妥当性が確認されたことから、事業効果の早期発現に向けて、事業を継続して実施して行きます。

事業への対応方針ですが、事業の課題としては、事業が長期に渡っていることから、効果を早期に発現させる為、事業の早期完成を図る必要があります。又、林道を活用した森林整備や林業振興を推進すると共に、地域振興を視野に入れた林道整備を推進する必要があります。

課題の解決方針ですが、今後詳細な測量設計を実施していく中で、経済的な線形や工法について検討するなど、コスト縮減に努めると共に必要な事業予算の確保に努め、事業の早期完了を図ります。

また、林道を利用した森林整備や木材生産への活用実績や今後の計画、集落間や集客施設等へのアクセス向上、完成間近の路線の事業促進による早期完成・早期効果の発現などを考慮し、効率的・効果的な事業推進に努めてまいります。

森林整備や林業振興の推進については、路網整備の推進と共に、高性能林業機械の導入促進や意欲と能力のある林業事業者の育成等に取り組み、市町等と連携して林業振興を図ります。

以上です。

【治山事業、林道事業 意見交換】

(委員長)

只今、治山事業1件について、それから林道事業は4件分について、説明いただきました。今後の取り組み等についての説明でしたが、委員の皆さんいかがでしょうか？只今の説明につきまして、ご意見、ご質問等お願いします。

(委員)

5ページの一番最後の所に、年度毎に優先順位を考慮しながら必要な事業予算に努めってという風にして書いていただいている、なんかニュアンスがあるからあえてこういう風にならなくて、優先順位が場合によれば低くなるから必要無いという可能性もあるんだけど、おっしゃってる様にも見えるんですね、我々別に治山事業全体の優先順位を見てる訳では無くて、たまたまこの事業見た時に、おそらく早くやった方が良くという風に意見が一致するんで、早期の完成に努められたいという意見にさせていただいたと思うんですが、治山事業を管轄されている職員の方から見てですね、この優先順位っていうのどういう風にお考えになられるのかっていうのは、おそらく地元の方々に聞かれていると思うんですね、何故あそこは早くてこっちはまだなんだと、ですから多分聞かれると思いますので、どんな風に一般的にお考えになっているのかっていうのを確認させていただきたいと思います。合わせて、もし可能であればその中で、この事業が早期になかなか出来ない事情がありになるのであれば、ご回答いただければと思います。

(森林・林業担当次長)

治山事業の優先順位と言いますのは、毎年毎年色々な山地災害が発生したりします。その際にどうしても保全対象となる人家等が近くにある場合は、当然そこは、緊急的に対応する必要があるということが生じてきます。その中で治山事業全体としては、そういう緊急性も考慮しつつ、その保全対象の重要性を考慮しつつ事業の実施を判断するということになります。ここの地区も当然、我々としては優先順位が非常に高いと判断しておりますので、少しでも早く復旧に努めてまいりたいと思っています。その中で色々な事情がありますので、その時の予算配分のあり方として、100であったものがひょっとしたら80になる可能性もありますし、そういった事でこのような表現をさせていただいたということです。

(委員)

ありがとうございます。

(委員長)

はい、よろしいでしょうか？その他はご意見、ご質問等いかがでしょうか？

(委員)

先程の委員の質問に関連するかも知れませんが、なかなか予算が厳しい状況っていうのは当然

だと思えますし、且つ山地、山間含めて守っていかないといけない、で、最近雨の降り方も変わってくるとか色んな外的な要因も増えてる中で、この辺の事業、特に林道に関してはもの凄い期間かけて行われているのですが、これ優先順位的に考えると、横並びじゃなくて考えるっていう様な考え方っていうのは、どういう風に？今現状考えられてもやっぱり横並びにならざるを得ないのでしょうか？地域を考えた中で。

(森林・林業担当次長)

それぞれの路線は非常に大切ということで進めてるんですが、やはりその中でも早期効果発現ということが期待されてますので、早期に繋がる様な線形の所、あと数年経てばそこの両方から着工してる所が繋がって、その林道の完成が間近であるという所は、やはりこういう予算が厳しい中でも、重点的に配分して少しでも進捗上げる様な努力はしております。

(委員)

先程の事業もですけども、高齢化が進んできて、どんどん担い手が減って来る中で、後送りになると、どんどん山が荒れてくる様な気はするんですけど、そういうところで後継者が頑張りますっていうところに優先的につけるとか、或いはなにか先が見通せる部分につけるとか、そういうメリハリのある考え方っていうのはなかなか難しいと思うんですけど、有るのか無いのか、ちょっと伺いたなと思ったんですけど

(森林・林業担当次長)

担い手数を評価の対象というのはですね、実際のところは難しいという気はします。しかしながらどの路線も、地域や地元自治体からは強い要望がございます。そこは無視出来ませんので、やはり林業を1つの産業として、今後地域を少しでも活性化させようという所については、我々としても力を入れていきたいと考えています。

(委員)

長期に渡って事業されているんで、当然されていると思うんですけど、何処まで効果が出てきたかとかですね、その辺りがもう少し見えてくるといいのかなという風に、私が今迄伺ってる中で思ったので、B/Cだけで全て評価される時代になっているんですけど、そうじゃない部分もかなりあると思うんで、その辺りも含めて、今後そういう説明をしていただければ地域の方も県民の方もそういう見方をしてもらえるのかなと思いますので、お願いしたいと思います。

(森林・林業担当次長)

はい、引き続き検討させていただきます。

(委員長)

はい、という説明がありましたが、その他、はいどうぞ。

(委員)

今の委員のお話とも関連するのですが、林道に関して事業の説明頂く時に割と非常時、災害時等で他の道路が通れなくなった時に活用出来るという、数字に出ない所でのメリットみたいなのを良くご説明いただくのですけれども、それってその事業をどう予算配分するかとか、何か優先順位とかには、考慮される様なものはあるのでしょうか？それともやはり林道というからには、林業、この説明方針の中でもほとんどに、勿論当然ですけれども、林業の事が中心に考えられてますけれども、その辺のお考えというか方針を教えてください。

(森林・林業担当次長)

災害時に限らず、集落間をつなぐ様な林道であれば、そこは当然重視させていただきます。ですから集落間をつなぐ様な峰越えの線で、そこが間もなく開設に近いということは少し重点化させていただいております。

(委員長)

その他はよろしいでしょうか？あの1点お聞きしたいんですけど、文章の1番最後の所で、7ページの所ですけれども、「林業事業体の育成等に取り組み、市町と連携して林業振興を図ります」という、それが重要だというのはそれはそれでわかるんですが、林業っていうのはなかなか農業以上にちょっと具体的に考え難いっていう所がありまして、事業体をどう育成するかっていうのが多分もの凄く難しいことだと思う、そう簡単では無いと思うのですが、何かこの表現だけでは「取り組みます」、「図ります」って、それはわかるんですけど、もう少しこういうことをやりますとか何かもう少し掴みやすい様な話がありましたら、お聞きしたいと思うのですが、その辺りどうでしょう？

(森林・林業担当次長)

林業振興以外の要素ということでしょうか？

(委員長)

林業を振興する、その担い手をどうするかということです。その為に例えば、少し具体的に言えばこういうこととか、何かそういうこうプランとかあるんでしょうか？

(森林・林業担当次長)

ここに書き込むには具体的過ぎるのですが、そういう担い手育成の為に県では来年度から、森林・林業アカデミーを開設致します。その中で山の現場で働く方、或いはマネージャーという様な経営管理層、或いはディレクターといった新たに事業を起こそうとする方の育成を図っていかうと考えています。そういった人の活躍の場が、この様な山間地域になって、ひいては林道を活用してですね、その現場でも働ける様な環境作りになるのではないかと考えています。あと、来年度から森林環境譲与税が導入されます。その中では市町が主体となって森林整備が行われる訳なのですが、特にそういった市町が行う時には条件不利地の間伐になりますので、そういう時にはこういった、広域的な林道を活用して森林整備も今後進められていくのではないかと考えています。

(委員長)

わかりました。まあ政策的に考えてるところもあります、と。その他はよろしいでしょうか？
特に他は無いですので、農林水産部の取り組みにつきましてはここまでと致します。この後、10分間休憩をはさみたいと思います。16時丁度再開ということで、よろしく申し上げます。

(休憩)

(委員長)

では引き続き道路事業それから都市公園事業、再評価についてそれから道路事業の事後評価について対応の方針について説明を受ける事にしたいと思います。

【県土整備部】

【道路事業 再評価】

(道路整備担当次長)

道路事業の再評価についてご説明をさせていただきます。まず、資料の9ページをご覧ください。道路事業の7番一般国道477号四日市湯の山道路、16番一般国道421号大安ICアクセス道路、17番主要地方道北勢多度線阿下喜です。

委員会の意見と致しましては、平成30年10月30日に開催されました第3回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、7番、16番、17番について「事業継続の妥当性が認められたことから事業の継続を了承する。」との答申をいただきました。

道路事業の背景としましては、道路は地域の生活や経済活動、地域間の交流連携を支えると共に、地域の安全、安心を支える重要な社会基盤です。しかし、本県の道路整備状況はまだまだ十分ではない状況にあります。限られた予算の中で、県民等の安全性や利便性の向上を目的に、高規格幹線道路にアクセスする道路や、緊急時、災害時の復旧復興に資する道路、交通円滑化を図る渋滞対策、安全、安心、快適な道路環境を確保する道路等について、計画的な整備に努めております。

再評価対象事業の対応方針ですが、再評価におきまして事業継続の妥当性が確認されたことから、事業効果の早期発現に向けて事業を継続して実施してまいります。

今後の事業への対応方針ですが、今回の再評価事業は現道交通の分散化を図り、円滑な交通を確保すると共に緊急輸送道路としての機能強化や、高規格幹線道路へのアクセス強化を図るものであることから確実な整備の推進が必要です。

事業効果の早期発現に向けて、事業の計画的な執行を図る必要があると考えております。

今後の課題の解決方針ですが、整備効果を早期に発現させる為、区間を区切った整備を進めてまいります。

また、地域の課題や道路整備のストック効果を国への確に伝え、計画的な事業執行が図られる様、予算確保にも努めてまいります。

市町や関係機関との連携を図り、円滑な事業執行により事業期間の短縮を図ると共に、公共工事間における発生土の流用の検討をする等コスト縮減を図り、事業の早期完成に努めてまいります。

以上で説明を終わります。

【都市公園事業 再評価】

(都市政策課)

続きまして、13ページをご覧ください。

都市公園事業の対応方針についてご説明申し上げます。

再評価の審査の対象事業と致しまして、都市公園事業 15 番北勢中央公園についてでございます。委員会の意見でございますが、平成 30 年 9 月 11 日に開催された平成 30 年度第 2 回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、「事業の継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。」との答申をいただきました。

都市公園事業の背景でございますが、北勢中央公園は三重県北勢地域に位置し、四日市市、いなべ市、菰野町の 2 市 1 町にまたがる広域公園でございます。良好な自然環境の保全、多様なレクリエーション活動の場の提供、健康増進の場の提供、自然とのふれあいの場の提供を目的として事業を進めております。

再評価対象事業の対応方針でございます。

審査の結果、事業継続の妥当性が認められたことから事業効果が引き続き発揮される様、継続して事業を進めてまいります。

次に、事業への対応方針でございます。

事業の課題と致しまして、防災活動拠点として機能する様整備を進めていく必要があります。

課題の解決方法でございますが、大規模災害発生時に警察、消防等各支援部隊の活動拠点として機能するよう留意し、整備を進めてまいります。

公園事業については以上になります。

【道路事業 事後評価】

(道路整備担当次長)

引き続きまして、19 ページをお開き下さい。

道路事業の事後評価についてご説明させていただきます。

対象事業は道路事業、502 番一般国道 167 号第二伊勢道路、503 番一般県道四日市鈴鹿線鈴鹿橋です。

委員会の意見と致しましては、平成 30 年 12 月 11 日に開催されました、第 5 回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、502 番、503 番につきまして「事業の効果については評価の妥当性を認める。」との答申をいただきました。

道路事業の背景と致しましては、道路は地域の生活や経済活動、地域間の交流連携を支えると共に地域の安全、安心を支える重要な社会基盤です。

一般国道 167 号第二伊勢道路におきましては、現道の国道 167 号及び一般県道伊勢磯部線の渋滞解消を図り、円滑な交通を確保すると共に緊急輸送道路としての機能強化を目的に整備を進め、平成 25 年度に完了した事業です。

一般県道四日市鈴鹿線鈴鹿橋におきましては、堤防道路との交差点における渋滞解消を図り、円滑な交通を確保すると共に歩道と路肩の幅員拡幅による安全性の確保、架け替えによる耐震性、安全性の確保を目的に整備を進め平成 25 年度に完了した事業です。

事後評価事業への対応方針ですが、事業の課題と致しまして一般国道 167 号第二伊勢道路においては、アンケート調査結果により夜間照明の充実や、対向車との接触事故への不安を感じたという意見がありました。

また、一般県道四日市鈴鹿線鈴鹿橋においては、アンケート調査結果により、信号機の増加による渋滞の発生やゼブラゾーン走行車両による危険を感じたとの意見がありました。

課題の解決方針としては、今後同様の渋滞緩和対策を行う際には、円滑な交通確保の計画を行うと共に現場状況に応じた必要となる交通安全対策や、信号現示の調整等について関係機関と検討してまいります。

以上で、説明を終わります。

【道路事業、都市公園事業 意見交換】

(委員長)

今、道路事業並びに都市公園事業について、全部で 6 件分説明をお聞きしました。今の説明につきまして委員の皆さんの方からご意見、ご質問等お願いしたいと思います。

(委員)

まず公園の方の質問ですけど、公園事業が立ち上がってからずっと長い期間経ってきた中で国のこう考え方自体なり、国土の方向性も変わってきてる中で防災拠点的な意味合いを含めて整備されようっていうのは大変いいことだなと思うんですけど、その辺り臨機応変に考えて事業を見直していくっていうのは簡単に出来ることなのでしょうか？その辺り。

(都市政策課)

公園、県営公園ですね。防災拠点としての活用、公園は地域の潤いをもたらすレクリエーション等を提供することが主なことですが、やはり東日本大震災以降と申しますか、阪神大震災も含めて避難地としての指定等がされておりますので、公園の管理者がこれを指定する訳ではなく、防災部局でそういった指定をしておりますので、公園の整備をする際には、公園の目的に沿った形で行うのですが、例えば人が沢山来てテントをたてるのにですね、泊まるという様な事もあるので平な所をある程度確保出来る様に設計したり、その臨機応変の対応というのはですね、なんかこう公園の配置等でですねそういった事に寄与することが出来る様に、要請があれば色々考えますし、こちらとしてもそういう風に指定されてるとわかっていれば真ん中に置くよりも少し端に置いて、真ん中、広場で遊ぶ場所も確保しながら野営とかそういうことも少し考えたり、考え方としてはそういうことになります。

(委員)

他部局とうまく連携とりながら出来るという状況と考えてよろしいのですかね？

(都市政策課)

もし具体的な要請がございましたらですね、出来る範囲で配慮しますし、指定をされる際にはその様な形で通知してます。防災の計画なんかも両方共有しておりますので、そういった中で連携、市町と県の防災との連携っていうのはできていると思います。

(委員)

今後多分地震が来るとか大雨来るとか言われてる中で、多分皆さんがこう避難出来る場所って公園が1番だと思うのでその辺り、考えていただいているのは大変ありがたいなという風に思います。

(都市政策課)

避難箇所としてはですね県内に県の指定する避難箇所ってもう数十か所指定されてましてですね、それは何処でどう言った災害が起きるかわからないので、ここが被災すれば違う所とまあ色々代替え機能を持たせながら多分防災でしていただいているという風に思いますので、必要な形で連携していくと、特段何か凄い物を建てるとかそういう話はまた別途行うことになると思います。

(委員)

平場があること自体がすごく意味があると思うので、その配置も含めて考えていただいているの大変有難いなと思う。

道路事業の方でちょっと伺いたいのですが、多分皆さんが、私も含めて生活する上で道路は無くってはならない物だという風に思いますし、整備していただきたいなと思ってるのですが予算がなかなか厳しい中で、なかなかすっとは出来ないのは重々わかってるのですが、道路事業だけに限る話じゃないのですが、今、日本の国がストックが山の様に増えてきてプラス長寿命化の話が出てきている状況の中でですね、道路事業でどんどん道路作ってくると維持管理しないといけない施設が山の様に増えてくる訳ですよ、そこでコスト縮減を図った中で道路をどんどん作って行くのか、長寿命化見越した形で施設を作って行くのかっていうのがあると思うのですが、その辺り道路事業をやっている中でどうお考えか伺いたいと思うのですが。

(道路整備担当次長)

おっしゃるとおり、近年は老朽化による事故等も発生している中で、老朽化対策というのはかなり求められておりまして、ここ5年位ですけど施設関係は定期点検をして必要な保全をしていくということで、長期に渡ってのコスト縮減という意味では、ボロボロになって補修に時間、お金がかかる前に早めに手当をしながら長寿命化させる事によって、長期のコストは抑えて行こうという様な動きにはなっていて来ております。これは制度がしっかり定着してからまだ5年程度ですので、これから更に改良されて行かなければいけないものだと考えております。

新しく道路を作る方につきましては、予算等の状況でいうと全国的に見ると、維持管理費がどんどん増えて来ているので新しい道路の整備に充てられるお金が少なくなっているというのは事実としてあります。そこをどの様にしていくか、基本的にはもう何年も前から何処でも作ればいいと

いうものではないという認識は浸透しておりまして、本当に必要な場所が何処なのかということを経験と共によりしっかりと議論をした上で、必要な所に集中的に投資をして早めに効果を出して行くというのが事業評価の中の区間を区切って整備を進めるにもつながるところでもありますけど、必要な所に集中的に短期で仕上げて行くという様な形にますます収斂していくのではないかと思います。

(委員)

道路の維持管理で、性能設計的な話が出てきて維持管理する時に、きちりと維持管理しましょうって性能1、2、3っていうのが出てきたりしてる中ですね、県の方針としてはやっぱりそういう位置付けで施設を管理するなり、道路を建設するなりっていう方向性を、今後示して行かれるのかどうか伺いたいですけど

(道路整備担当次長)

施設の維持管理につきましては、施設ごとに管理計画を作った上で、計画的に修繕をして行くという形で取り組んで来ております。これはまだ走り出しではありますが、そういう取り組みは、これからますます深めていく様な形になるのではないかと思います。

(委員)

かなり大変な状況だと思うので是非よろしくお願いします、大変だと思いますけど。

(委員長)

その他、はいどうぞ。

(委員)

今の9ページの道路事業の事ですけども、おそらくもうすぐ新名神が開通する、大安ICも同じで間もなくインターが高速として開通してきますよね、多分委員会の時でもそういう話があったのかも知れませんが、実際にインターが動いてくると、需要を大幅に上回ったり、下回ったりする様な交通状況が発生する可能性が無いとは言えないかもしれませんよね、そういう時に下側に一般国道の様なルートを見て対応する様な事を考えておられるのかを伺いたいと思うのですけれども、なかなかすぐに対応するのは難しいんじゃないかとも思うのだけでも、どういう様なお考えになっていらっしゃるか。

(道路整備担当次長)

新名神、東海環状自動車道に限らず大きな幹線道路が開通する時には、事後の交通状況を一緒に調査してみたいこうというような体制を作って、事前に必要な交通処理の方策につきましては、県警を含め各道路管理者で対応を作っているのですが、その後の状況で予期せぬ渋滞等も発生した場合には、その交通状況を見て必要な対策、大規模な物はすぐには出来ませんが、比較的ソフトと言いますか、例えば案内表示の充実とか、そういうすぐ出来る物もございますので、そこは関係機関も集まった中で早目に対応する事を考えております。

特に今回の大規模な道路の開通につきましては各機関共に、供用後の状況に非常に高い関心を持っておりますので、そういう対策で臨んでおります。

(委員長)

はい、その他はご意見等よろしいでしょうか？

では、その他特に無い様でしたら、次に進みたいと思います。

【広域河川改修事業 再評価】

(委員長)

引き続き、広域河川改修事業、海岸高潮対策事業、河川総合開発事業の再評価、それから海岸高潮対策事業の事後評価についてということです。ご説明の程よろしく申し上げます。

(流域整備担当次長)

資料の10ページをご覧ください。河川事業の対応方針についてご説明をさせていただきます。

再評価審査対象事業は河川事業、8番二級河川員弁川、11番二級河川安濃川、12番二級河川三渡川、13番二級河川百々川の4川でございます。

委員会のご意見ですが、平成30年の12月に開催された第5回委員会においてご審議をいただきまして、8番、11番、12番、13番この4事業につきましては、「事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。」との答申をいただいたところでございます。

また、13番の百々川につきましては、「事業に伴い廃川する河川敷の今後の取り扱いについて検討されたい。」とのご意見をいただきました。

河川事業の背景でございます。

三重県は日本でも有数の多雨地帯でございまして、近年では平成23年の紀伊半島大水害、平成29年の台風第21号等により県内各地で浸水被害が発生をしております。

また、平成29年九州北部豪雨や、昨年7月豪雨を始め全国各地で集中豪雨による甚大な災害が発生している状況となっております。

しかしながら、三重県が管理する河川の内、要改修区間に対する河川整備率は平成29年度末時点で約39%と低く、浸水被害を軽減するため、県民の安全、安心という観点から治水対策の推進が望まれているところでございます。このため、河川堤防や護岸の整備、河床の掘削等河川整備を自然環境に配慮しながら実施してまいります。

再評価対象事業の対応方針でございます。

再評価の対象となった4河川について事業継続の妥当性が確認されたことから、浸水被害軽減を目指して事業を継続してまいります。事業の課題でございます。河川改修事業は、護岸整備に加えネック点となる橋梁や水門等の河川横断構造物の改築を実施することで、流下能力を増大させ、治水安全度を向上させる事を目的としております。しかしながら、この様なハード対策には膨大な事業費と時間を要します。このため、早期に事業効果を発揮出来る様、整備手順を検討しながら事業に取り組んでいく必要があります。

また、ご意見をいただきました13番の百々川については河川改修に伴い生じる廃川敷の今後の取り扱いについて、検討を行う必要がございます。

課題の解決方針でございます。

現在は概ね30年間で整備する内容を取りまとめた河川整備計画に基づき事業を実施しており、

原則として、下流から上流に向けて順次整備を行うこととしています。しかしながら、上下流の流下能力のバランスを確認し、ネック点となっている中上流部を暫定的に改修する等、早期に事業効果が発現出来る様努めてまいります。

また、13番の百々川において事業進捗に伴い発生する廃川敷については廃川処分の手引き、これは平成9年三重県県土整備部の河川課が作成した手引きでございますが、それに基づき、事業用地として必要な土地との交換や土地の払い下げを視野に適切に処理をしております。

【海岸高潮対策事業 再評価】

(流域整備担当次長)

続きまして、12ページをご覧ください。

海岸高潮対策事業の対応方針についてご説明を致します。

再評価審査対象事業、海岸高潮対策事業、14番井田地区海岸でございます。

委員会のご意見でございます。昨年11月に開催された第4回委員会における審査をいただいた結果、「事業継続の妥当性が認められたことから、事業継続を了承する。また、14番については、事業期間が長期にわたることから、早期事業完成に努められたい。」との答申をいただきました。

海岸事業の背景でございます。

三重県の海岸事業は、高潮や高波等による浸水被害や砂浜の侵食、及び地震発生後の津波、高潮による浸水被害から堤防背後の生命財産を守ると共に、国土保全を目的として事業を進めております。

井田地区海岸は、海岸侵食により著しく消波機能が低下し、度々高波浪等により堤防背後の国道42号の通行止めや、堤防が倒壊する等の被害が生じております。このことから人工リーフの整備を実施しておるところでございます。

再評価対象事業の対応方針。

地元の要望も強く再評価において事業継続の妥当性が確認されたことから、事業を継続して実施してまいります。

事業の課題でございます。

井田地区海岸高潮対策事業は、事業期間は平成3年度から平成44年度迄の42年間であり、委員会からのご意見にもありました様に、事業期間が大変長期になっている事が課題という風に捉えております。

課題の解決方針でございます。

当事業は、海象条件等により施工期間が限られるので数か所で施工を進める等施工方法を工夫し、また、他工事で発生した転石等の再利用等による材料コストの縮減を行うと共に必要な予算確保に

努め、事業期間の短縮を図ります。

【河川総合開発事業 再評価】

(流域整備担当次長)

続いて、14ページをご覧ください。

河川総合開発事業の対応方針についてご説明を致します。

再評価審査対象事業、河川総合開発事業、18番鳥羽河内ダム建設事業でございます。

委員会の意見、昨年11月に開催された第4回委員会における審査の結果、「事業継続の妥当性が認められたことから、事業継続を了承する」との答申をいただきました。

また、あわせて、「今後、適切なダムの管理手法について検討されたい」との意見をいただいたところでございます。

鳥羽河内ダム建設事業の背景でございます。

鳥羽河内川は加茂川の支川であり、下流域である加茂川本川では従来から度々浸水被害が発生をしております。特に昭和63年の集中豪雨では死者4名、床上床下浸水72戸、農地の浸水186haという大きな被害が生じたことから治水対策が急務であるとされ、平成9年度に鳥羽河内ダム建設事業が着手されました。平成22年度には国土交通大臣よりダム検証の要請を受け、検討した結果当初貯留型ダムであったダム形式をコストが最も低く環境への負荷が少ない穴あき型ダムに変更をいたしましたところでございます。

再評価対象事業の対応方針でございます。

再評価において、事業の継続の妥当性が確認されたことから事業効果の早期発現に向けて事業を継続してまいります。

事業の課題でございます。

ダム事業を進めていく為には、広範囲で多様な調査、工事を行っていくことから市や地元関係機関と連携を密にして行く必要があります。

また、三重県では穴あき型ダムの実績が無く全国でも運用しているダムが4ダムと少ないことから、ご指摘いただいた様にダム完成後の管理手法を検討する必要があります。

課題の解決方針でございます。

今後の事業執行については引き続き、市や地元関係機関との連携を図り、早期完成に向けて計画的で効率的な事業執行に努めます。

今後、ダム完成後の管理手法につきまして、他の穴あき型ダムを参考に検討を進め、また、国土交通省との協議を行いダム完成迄に適切な管理体制の構築や、点検の項目、頻度等の管理基準の作成を致します。

【海岸高潮対策事業 事後評価】

(流域整備担当次長)

20 ページをご覧ください。事後評価でございます。

海岸高潮対策事業について、事後評価審査対象事業は海岸高潮対策事業、504 番鳥羽港海岸でございます。

委員会の意見、昨年 11 月に開催された第 4 回委員会における審査の結果、504 番については「事業効果については評価結果の妥当性を認める。なお、事業内容の見直しによりコスト縮減をされた事は評価出来る。今後、長期的に事業効果を発現出来るよう、さらに地域との連携を図られたい。」との答申をいただきました。

海岸高潮対策事業の背景でございます。

三重県の海岸高潮対策事業は、高潮や高波等による浸水被害や砂浜の侵食及び地震発生後の津波、高潮による浸水被害から堤防背後の生命財産を守ると共に、国土保全を目的として事業を進めてございます。

鳥羽港海岸では既設護岸の老朽化が著しい事や、高潮等による浸水被害の可能性があることから護岸整備及び陸閘の改良等の実施を致しました。

事業の課題でございます。

当海岸周辺には、鳥羽水族館やミキモト真珠島等観光施設が有り、多くの観光客が訪れることから長期的に事業効果を発現出来る様、地域と連携した適切な維持管理が必要です。

課題の解決方針でございます。

定期的な巡視、点検により海岸保全施設を適宜補修し、健全な状態を保つと共に台風通過後には海岸清掃を行う等、適切な維持管理を行います。

また、地域の方々に清掃ボランティア活動等の協力を頂く等連携を深め、美しい海岸を保ち観光客や住民の方々に利用いただける様取り組んでまいります。

説明は以上でございます。

【広域河川改修事業、海岸高潮対策事業、河川総合開発事業 意見交換】

(委員長)

只今、河川の関係それから海岸の関係で合計 7 件分の事業についてまとめて説明いただきました。委員の皆さんの方からご意見等お聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか？

1 つ質問ですけれども、河川改修のですね 10 ページから 11 ページにかけて、13 番百々川の話は松阪のですね、廃川する河川敷の今後の取り扱いについてどうですかというのでご説明ありましたが、結局どうするのですか？この説明で見たら土地の払い下げを視野に適切に処理して行きますと、一番最後に書いてあるんですが、結局その何ていうか今の川が、川でなくなって流路が変わる

というか、その土地については結局もうちょっとわかりやすく言うのでしょうか？

(流域整備担当次長)

廃川となった土地につきましてはですね、ここにも書かせていただいているようにこの事業で必要となる土地との交換、その交換が出来なければ土地の払い下げという格好で処理をするということとなります。

(委員長)

処理をするということは、その土地は県にとってはもういらぬ、不要である。だからまあ交換するなり払い下げ、まあ売り払うなり、もう言ってみれば適切に処分するということかそういうこと？

(流域整備担当次長)

はい、おっしゃるとおりでございます。

(委員長)

他は、委員の皆さんいかがでしょうか？

(委員)

今のところですけども、県としてはそれでいいと思うんですが、地元の方々からしてみるとおそらくそんなに大きな土地じゃないとは思いますが、農業用地の範囲だった様な気がするので農地に影響のある様なもので勝手に使われても困る様な気がするんですけども、そういった事に関しては協議をされる様な事が手引きに書いてあるんでしょうかね。逆に河川ですからそんなに利用出来ないとしたのかも知れないですけども。

(流域整備担当次長)

確かに実際、交換とか払い下げというケースになるのはそんなに多い訳ではございません。そのまま県が河川の土地として県が管理、管理のレベルはちょっと下がって行くのですけれども、県がまあ管理するという所が多くございます。

(委員長)

いや、だから県が管理すると、何ていうか利用しない土地として残るということですかね？そのままというか。

(流域整備担当次長)

現状、河川でしたので新川で閉め切れればその部分というのは河川としては使えなくなるんですけど、何処か空間を開けておけばですね、ちょっと水溜まりとか遊水地的な状況にもなる場合もございます。

(委員長)

それで、今回の百々川につきましては、その検討中ということでもまだ結論まではまだ出ていないって事ですか？具体的にその土地をどうするかという

（流域整備担当次長）

現在のところ具体的にこういう方針で行くってものは立てておりません。

（委員長）

他は、はいどうぞ。

（委員）

鳥羽河内ダムの、穴あき型ダムについてちょっとお伺いしたいのですけれども、この審査の時にそういう話が出ていて、それで管理手法について検討されたいという付帯意見がついたと思うのですけれども、事例が全国的にも少ないということなのですから、この平成 22 年度の検証以降に、穴あきダムは少ないながらも事例があるということですけど、これが出てきて穴あきダムが検討されている事例が今後これが主流になっていく、みたいな事はあるのでしょうか？それともやはり少ない事例のままいきそうですかね？教えていただきたいのですけど

（流域整備担当次長）

ダムを造る場合基本は多目的ダムと申しあげて、治水と上水なり工水なり利水そういうもの総合開発と言われるんですけども、そういう形でダムを整備する事例が過半数で、大多数でございます。今回、鳥羽河内の様に水を貯めないとなる、本当に治水オンリーっていうダムが主流になるって事は無いかなっていう風に考えてます。

（委員長）

よろしいですかね？

（委員）

良くわかりました、ありがとうございます。今回その穴あき型ダムというのが非常に珍しい事例ということなんですけど、治水だけを目的にするというのは最初からそういう目的なので、それに最も適したこの手法がなったんですかね、今もう、今お聞きすることじゃないかも知れませんが、色々知ってれば教えて下さい。

（流域整備担当次長）

鳥羽河内ダムにつきましては、本当に計画段階の時は鳥羽市の上水がのってた様に聞いてます。ただ、その後治水ダムという形になりまして、そうですね、治水ダムになって治水ダムとしても不特定、一応水を貯めて水が少ない渇水の時に補給してあげようっていう目的を持ってたんですけれども、それを無くしてコストの面が主なんですけれども、その水を貯めないとなるとダムの高さ低く出来るものですから、コスト的にも有利だって事でこの穴あき型ダムを採用したっていう風な経緯でございます。

(委員長)

その他はご意見、ご質問等いかがでしょうか？ではその他特に無い様ですので、県土整備部の取り組みについてはここまでと致します。

【委員意見】

(委員長)

ひと通り議事次第にのって見てまいりましたが、全体を通して何かここでコメントしたいとか何か要望がありますとか、全体をとおしてみても何かご意見など無いでしょうか？

(委員)

先程も申し上げたんですけど、予算がどんどん削られてくる中で事業を進めるに当たって、他の部局、他の事業とうまく連携していくと、もう少し予算をうまく使えることもあるのかなと思いますので、是非その辺りを今後検討していただいて事業を進めて頂くというのがあってもいいのかな、と個人的には思いますので、ご検討いただければと思います。

よろしくをお願いします。

(委員長)

はい、また今後ご検討いただきたいと思います。委員の皆さん他はよろしいでしょうか？

(委員)

酒井副委員長の話とほぼ同じなんですけれども、担い手っていうソフトなんですよね、農業にしても林業にしてもですね、担い手の育成とやっぱり連携しないと、作ったは作ったけども担ってくれる人いませんでした、っていう状況になると非常に良くないと思いますので、そういったソフト事業と連携というのをお考え頂くということが大事かなと思いますので、公共事業評価っていうのは割とハード整備のことが多いですけども、一方ではそういうソフト事業も沢山おありになって、それと連携しないでやっぱりハードだけ作ればいいっていうものでもないと思いますので、よろしくお話ししたいと思います。

【委員長所見】

(委員長)

はい、また今後よろしくお話し致します。他はよろしいでしょうか？

本年度の再評価及び事後評価の今後の対応方針をお聞きしましたので、今年度についてはここまでですが、慣例により、委員長が最後に所見を述べるというプログラムがあり、少しだけお時間いただきます。

多分、お話は重なるのですけれども、先程から実はもう既に色々議論になってるのですが、もう何ていうか乱暴に言っちゃうと三重県も勿論、日本全体はもう縮小社会であって人口は減少する。人が減れば当然税収も収入も減ります。何か新しい物どんどん作りましょうというさすがにあまり強気な事は言えないとは思いますが、やっぱりこうどんどん新規に作りましょうという、絶対必要な物あるでしょうけども、そうやってガンガンやるよりもむしろある物をどうやって有効活用し

ようかとか、そういう発想になってきてるのかなというそういう気が致します。

私は大学の人間ですが、国立大学法人も全くそうです。新規の建物はもの凄く難しい。認められないと、今ある物を使いなさいとは、絶対そう言われるのですが、三重県の中で当然色々な事業は必要だと、色々なものがあるっていうのはそれはそうなのですが、全体が縮小していく中で、多分人間の居住する地域も今縮小していますので、その辺りをどう捉えるかという、これはなかなかこうしましょうという、それ程単純なものではありませんけれども、もしかしたら新しい発想が、発想の転換が必要なのかも知れないですし、右肩上がりにガンガンやりましょうよというのは、なかなか難しくなって来ているその中で、こう限られた資源をどうかしていくのか、その辺り専門家のプロの皆さんを前にして私がいうのも恐縮ではありますが、やっぱりその辺りが必要かなとそういう気が致します。

後、それと私がここにおりますのは、私は理工系のその技術系の専門ではありません。社会経済系の方がむしろ専門でありまして、先程も言いました、農業も林業もやる人がいるのでしょうか？という、どうしてもそういうところが気になるのですが、公共事業は当たり前ですけども、物を作るというのは当然その大きな目標ではありますけれども、当たり前ですけどもやっぱりそれを使うのは人間ですので、人間の生活にどう結び付くのでしょうかという色々なお話しをお聞きして、こちらも何度か言って来ました。その地域の振興にどう結び付くのでしょうかとか、ソフト面でいかがですか、という担い手づくりにどう結び付くのでしょうかという、その辺りがこれまた非常に大きな課題であって、ハードとソフトのいかに繋げるかというその様な話ですけども、私は立場上ソフトの方について見ってしまうもので、結局物を作って誰が使うのか、誰が幸せになるのか、究極的には三重県民の命を守るとかですね、財産を守るっていう、それは当然正論ではあるんですが、その辺りをより見える形で意識して進める必要があるのではないかと、まあ1つ要望として私からも申しておきたいと思いました。

最後にもう1点、これはむしろ今日話を聞いてて思ったのですが、ちょっと事務局への要望と言いますか、実はですねこの〇〇事業〇〇地区と言われてもパッと思い出せなくてですね、ちょっと図面を簡単な地図でもいいから1枚ずつの図面でもいいから、今度付けといていただきたいと思いました。これは何の事業だったかっていうのはちょっと正直ですね、少しパッと出て来なかったっていうところもありますので、その方が話がわかりやすかったかなと思いました。

最後のはついでにというか、まあ要望ですけども、なかなか難しいところはあるのですが、先程言いましたその縮小社会であるとか、後ハードとソフトの連携であるとか、なかなか解決策は見えないのしょうけどもその辺りを県土整備に関わる皆様方により強く意識していただきたいという、それが、今私が思ったところであります。

以上とさせていただきます。

それではこれで本日の議事を終了致します。

事務局の方からいかがでしょうか？

(事務局)

事務局に対する要望については、検討したいと思います。

それではこれを持ちまして平成 30 年度第 6 回三重県公共事業評価審査委員会を閉会致します。

ありがとうございました。

(一同)

ありがとうございました。

(第 6 回三重県公共事業評価審査委員会終了)